視点

個別最適な学び

上智大学　総合人間科学部教授　**奈　須　正　裕**

2021年1月26日、中央教育審議会は答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を公表しました。内容として、幼稚園教育要領も含めた学習指導要領等の円滑で充実した実施に必要な各種の条件整備的施策が中心であり、新たに何かを提起するものではありません。なので、安心して日々の実践に取り組んでいただきたいのですが、今回の答申で注目を集めているものに個別最適な学びがあります。

経済産業省が「未来の教室」ビジョンで、パソコンを用いたAIドリルによる「個別最適化された学び」を提起したこともあり、画面とにらめっこしてお勉強をするイメージをお持ちの方もいると思いますが、それは全体のごく一部です。

たとえば、図1は自由研究学習と呼ばれる実践で、各自の興味・関心や必要感に応じて、何をどう学び深めても構いません。図2ではお茶のお点前を体験的に学んでいますが、実は社会科の室町時代の学習で生じた「どうして茶の湯が政治にまで影響を及ぼしたのか」という問いをきっかけにしています。子どもにとって、教科はつまらないものではありません。ただ、どこに面白さを感じ、何をさらに学びたいかには大きな個人差があります。その多様性を保障することで、より多くの子どもが教科の本質へと肉薄するのを支えることが可能となるのです。

また、図3は自由進度学習と呼ばれる教科の一人学びの様子で、子どもたちは10時間にも及ぶ単元の学習計画を自分で立て、様々な教材やメディアを駆使して、自分らしいオーダーメイドの学習を自力で進めます。教師が直接教えることはほとんどないので、授業中の主な仕事は子どもたちのみとりと気になる子の支援になります。そして、もう一つの重要な仕事は、子どもの旺盛な好奇心や多様な個性に懐深く応じられるような学習環境の整備です。

図1　バイクの仕組みを納得がいくまで探究

図2　本物の道具でお茶のお点前を体験的に学ぶ

図3　自ら学び進める子とそれをみとる教師

個別最適な学びは、一人ひとりの興味・関心、自発性や創造性を大切にし、環境による教育を主要な教育方法とするなど、多くの点で幼児教育と軌を一にします。中央教育審議会でも「個別最適化された」という使役表現に疑問の声が相次ぎ、学びの主体である子どもが、教師のみとりと支援の下、自らに「最適な」学びを見出し、自力で計画・実行できるようになることが大切だということで「個別最適な学び」という表現にあらためられた経緯があります。

今後における個別最適な学びの展開が、幼小の連携・接続や相互理解に新たな筋道をもたらしてくれることを、ひそかに期待している次第です。

幼児教育義務化

全日本私立幼稚園連合会
会長　田中　雅道

自由民主党総裁選挙で野田聖子氏が「幼児教育の義務化」という発言をされました。具体的な内容は不明ですが、これからの全日本私立幼稚園連合会にとって重要な課題の一つになるのではないかと考えています。

平成15年ころだったと思います。当時の三浦会長から「幼児教育の義務化という提案を受けたのだがどう考えるのか」という話がありました。組織内部で検討するだけの具体性を帯びているとは考えられませんでしたので、私なりの見解を会長に述べさせていただきました。

第一点は幼児教育を義務化する場合「幼稚園での義務化」なら検討する価値があるということでした。この義務化の話は幼児教育無償化と関連した話の中で出てきました。教育の無償化は、義務教育として行うべきだという考え方を聞いていたのです。しかし、どういった形で幼児教育義務化をするかという具体的な内容には、触れられていませんでした。

もし5歳児のみの幼児教育義務化ということになれば、それぞれの小学校の中に5歳児だけの「形だけの幼稚園」が作られ、実質的には小学校就学年齢の引き下げになるのではないかということが最大の懸念であったため、5歳児のみを対象とする幼児教育義務化だけは絶対に受け入れられない旨を伝えました。

幼稚園にて幼児教育を義務化するとした場合、すでに全国多くの幼稚園で3歳児からの3年保育がスタンダードになっていましたので、一番望むのは「幼稚園での3年間の幼児教育義務化」でした。ところが、全国すべての幼稚園の定員を総計しても、3歳児から5歳児のすべての幼児を幼稚園で受け入れるには定員が足りませんでした。その当時の定員では4・5歳児のみの幼児教育義務化が具体的に実施できる限界でした。最低でも2年間の幼児教育義務化であれば組織内部で検討する余地はあるという話をしましたが、これ以上幼児教育義務化の話は進展しませんでした。

すると突然、読売新聞に正月の一面で「5歳児への小学校就学年齢の引き下げ」を、決定したような記事が掲載されました。寝耳に水の衝撃記事でしたが、その後議論は深まらず立ち消えのような形で過去の話となりました。

当時とは比較にならないほど、現在、世界は幼児教育の重要性を認識しています。「幼児教育の質」がその後の人生を大きく左右するという具体的データが蓄積され、幼児期を土台とした一貫した教育体制を構築することが、国力を左右する重要課題と認識し、幼児教育無償化を実現させてきました。ノーベル賞学者のヘックマンが主張する「幼児教育への支出は、国家は経費として認識するのでなく投資と考えるべき」という考えが定着してきたのです。日本もやっと、遅ればせながら幼児教育無償化が実現したところです。これからの最大の課題は「幼児教育の質」をどう担保していくかです。幸い日本の幼児教育の質の高さは従来から評価されてきました。質向上のために劇的な変化を求める必要はありません。ただ、着実に質を向上させていく努力は必要です。そのためにも全日本私立幼稚園連合会が中心となって「幼児教育の質」の議論を深めていくことが重要だと考えています。

幼児教育義務化の話は、私たちから仕掛けていく話ではないと考えていますが、組織内部で十分に議論を深めていかなければならない課題と考えています。

はじめてみませんか
寄付金募集

寄付金募集の際には日本私立学校振興・共済事業団の

受配者指定寄付金制度

をご活用ください

受配者指定寄付金制度を利用して、学校法人立の私立幼稚園へ寄付を行うと、寄付者（企業・法人）は法人税法上の優遇措置として**全額損金算入**することができます。

ご利用には一定の要件があります
まずは、下記までお気軽にご相談ください

日本私立学校振興・共済事業団
助成部　寄付金課
〒102-8145
東京都千代田区富士見 1-10-12
TEL　**03-3230-7316 ～ 7318**
e:mail　kifukin@shigaku.go.jp
HP-URL　https://www.shigaku.go.jp/

寄付金は私立学校の重要な収入源です！

※子ども子育て支援施設（学校法人が設置する幼保連携型認定こども園）支援のための寄付金もこちらの制度の対象となります

〔今月のトピック〕

会計不祥事に関するご報告

弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所
代表弁護士　大濱正裕

全日本私立幼稚園連合会（以下、「連合会」）において発生した横領事件について、事件の調査、交渉、民事訴訟及び刑事告訴等を担当している弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所の代表弁護士の大濱正裕と申します。

不正が明らかになって以降、連合会においては、団体長の皆様を通じて、加盟各園の皆様への報告書面（令和３年６月15日付け、田中雅道会長名義）をお届けしておりますが、この度、連合会の田中会長より命を受け、それ以降の経過についてご報告申し上げます（令和３年10月20日時点）。

【民事訴訟について】

まず、民事訴訟については、令和３年５月14日に、東京地方裁判所において、連合会前会長である香川敬氏を被告とする損害賠償請求訴訟を提起致しました。７月５日に第１回期日が行われ、９月21日の第３回期日までが開催されています。なお、これらの手続は弁論準備手続（傍聴不可）に付されています。

現在の争点としては、令和２年11月27日に香川敬氏が連合会宛てに提出した「顛末書」（香川氏が連合会の会計について不正行為を行ったことを認め、連合会に発生したあらゆる損害について賠償することを合意する旨の内容）の効力の有効性についてであり、香川氏側は同顛末書の法的効力について、様々な法律論を駆使し、無効であると主張しています。なお、香川氏は、顛末書を提出した３日後である令和２年11月30日付けにて、連合会に対して１億5000万円を賠償していますが、同金額の弁済は、連合会から刑事告訴等をされないことが交換条件であったなどと独自の主張を述べ、連合会に対して１億5000万円の返還請求の反訴を提起することを予告してきています。当然ながら、連合会としては顛末書は有効であると考えており、同反訴が起こされた場合、連合会としては徹底的に争う所存です。

【刑事裁判について】

既にご報告の通り、令和３年３月11日付けにて香川氏及び勝倉前事務局長に対する刑事告訴を行い、警視庁に同日受理をされ、現在捜査が進行しております。同捜査の進捗については、代理人弁護士にも詳細には開示されませんが、連日全国報道された巨額の横領事件であり、捜査機関においても綿密な捜査をしていただき、真実解明に尽力いただいているものと存じます。

捜査が進み、横領事件が立件される頃には、順次、刑事裁判の中において、横領事件についての真相がより明らかにされるものと存じます。連合会とは別の横領事件においても、告訴から逮捕・立件までに１年程度はかかることが多いと認識しております。いずれにせよ今後刑事訴訟で明らかとなっていく内

容を民事訴訟においても反映し、香川氏との民事訴訟において主張を補充していくことはもちろんのこと、勝倉前事務局長に対する民事訴訟提起等も進めていく所存です。

【今後の情報開示について】

連合会は、団体加盟であり、かつ加盟園が膨大な数に上るという特性上、直接加盟園の方々への十分なご説明をさせていただくことができず、加盟されている各都道府県の団体長の皆様を通じて書面にてご説明をさせていただいておりました。加盟園の方々においては、本件横領事件についての情報開示が不十分であると感じになられているかと存じます。

今回のような会計不祥事が起きた際、利害関係者である団体長や加盟園の皆様にできる限り情報開示をさせていただくことが原則となります。もっとも、当該情報開示の過程において、内部情報がマスコミ等によって報道されることで団体としての対外的信用が低下してしまうこと、もっといえば、加害者とされるべき相手方に連合会側の戦略や情報が洩れてしまい証拠隠滅の恐れや交渉による解決が不可能となること、等、真相解明に支障が生じるどころか、損害回復に支障が生じ、連合会や加盟園の皆様に結果として損失を生じるリスクと天秤にかける必要があり、どの案件でもこの葛藤の中で、利益考量の上で意思決定をしていくことが求められます。まして、連合会から加盟園の皆様に対して直接の情報共有をする方法がなく、団体長を通じての情報共有という方法にほかないことから発生するタイムラグによって、マスコミによる報道の方が先行してしまうという事象が発生しやすいことが、本件で連合会執行部の判断を困難にする要因の一つだったといえます。実際、令和３年３月６日に初めてNHKにより使途不明金報道がなされましたが、このタイミングでは、極めて慎重な情報統制が行われており、各都道府県団体長さえも詳細に事案を把握しておらず、連合会の中で極めて限られたメンバーしか事案詳細を共有されていない中で、当時機密扱いとされる情報が報道機関に漏洩し、先行報道がなされたことにより、極めて大きな混乱を生じさせることとなりました。当該情報漏洩をした方の責任は極めて重いと考えられます。

とはいえ、既に刑事告訴は行われ、民事訴訟も開始しています。本件不正発覚当初に比べれば、捜査手続への支障という点を除けば、加盟園の方々等にできるだけタイムリーに情報公開されるべきであると考えることもできます。実際にどのような方法で、どこまでの情報を公開するかについては連合会において議論が必要ですが、その問題意識から、今回の執筆を依頼されているということもあわせてお伝えさせていただきます。

既に起こってしまったことは変えられませんが、連合会に発生した損害を少しでも多く回復できるよう、また、可能な限りの真実解明をすることができるよう、引き続き尽力してまいります。

保育力の向上のために　資質向上の取組の証明に

キャリアパスや免許更新のために
研修の記録を大切に残しておきましょう！

監修　一般財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

改訂新版 研修ハンドブック

●B6判
●112ページ

4145301　**税込 660円（本体 600円）**

ご用命は最寄りのワンダー販売会社、または書店まで

世界文化ワンダー販売

Tel. 03-3262-5128（営業）

●10.11　団体長会

9.30PTA 委員総会および国政対応などを報告

令和３年 10 月 11 日、団体長会議がオンラインにて開催され、44 人が出席しました。小澤俊通副会長から開会のことばがあり、田中雅道会長のあいさつでは、これからの課題であるこども庁、幼児教育義務化等の情報共有したいと述べられました。また、会計不祥事解明に携わっていただいている大濱弁護士の同席が了承されました。

■報告案件（1）全日本私立幼稚園 PTA 連合会（委員総会）の報告の件

令和３年９月 30 日に開催された PTA 委員総会について、坪井久也総務委員長から会議概要、PTA 全国大会案について報告されました。会議概要については、河村建夫Ｐ連会長のあいさつを始め、審議案件の議決、質疑応答について報告され、会計不祥事解明に携わっていただいている大濱弁護士より補足説明がされました。また PTA 全国大会については、全日私幼Ｐ連として意味のある子育て政策を行政に提言できるよう大会の方向性を変えていきたいと報告されました。

■報告案件（2）国政対応の件

令和３年 10 月 31 日の衆議院議員選挙への対応及び「推薦状」について田中会長より報告されました。また今後、団体として国に対して政策提言を行うにあたり、次の事を具体的に行う旨の報告がなされました。こども庁の創設、幼児教育義務化、幼児教育無償化の保護者負担の適正化について、団体として政策提言を行うことが重要であると述べられました。

さらに免許状更新講習では今後、10 年間で 60 時間の研修履歴の確保が必要になる方向で検討されていること、受講費用と研修履歴の管理についても注視しながら検討する必要があると述べられました。

最後に尾上正史副会長の閉会のことばがあり、本会は終了しました。　（総務委員長・坪井久也）

★10.25　第 36 回 設置者・園長全国研修大会

初めてのオンライン配信併用での開催

10 月 25 日、福島・ホテルハマツにおいて、第 36 回全日私幼連設置者・園長全国研修大会が開催されました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、対面とオンラインを併用したハイブリット形式にて行い、全国より対面 166 名、オンライン 416 名の先生方が参加しました。大会概要は以下の通りです。

○開会式

○記念講演「福島の子どもたちを日本一元気に！～東日本大震災から 10 年、福島に学ぶ～」

講師：菊池信太郎氏・医療法人仁寿会菊池医院院長

○鼎談「幼小連携を見据えた今後の幼児教育の在り方について」

講師：大杉住子氏・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、田中雅道･全日私幼連会長、安家周一･（一財）全日私幼研究機構理事長

○（一財）全日私幼研究機構からの報告

講師：加藤篤彦・（一財）全日私幼研究機構専務理事

○研究講座①【振興】「私学助成園及び新制度園の今後のあり方について」

講師：大杉住子氏・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、安達譲・全日私幼連副会長、水谷豊三・全日私幼連政策委員会委員長、藤田聡・全日私幼連政策委員会委員

○研究講座②【認定こども園】「職員が定着するサスティナブルな職場作りを考える～働き方改革の視点で～」

講師：岸川守氏・関西ステート経営労務事務所特定社会保険労務士、濱名浩・全日私幼連認定こども園委員会委員長、安本照正・全日私幼連認定こども園委員会委員

○閉会式

4時間未満の預かり保育補助金の必要性について

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長　水谷　豊三

私学助成園等における預かり保育の実態調査を以下の通り実施し、分析を次のようにまとめました。各地区の先生方にはこのデータをもとに振興対策を進めていただければと存じます。

【調査概要】

調査対象期間：令和３年７月５日～７月11日

対象：全日本私立幼稚園連合会の加盟園

（私学助成園／個人立園／宗教法人立園）

有効回答数：1,281園

方法：Googleフォームによる回答

結果の取扱い：集計結果を文科省幼児教育課に提出し、加盟園に周知する。

・・・都道府県における対策として・・・

◆預かり保育４時間未満の国の補助が削減から廃止方向にありますが、実態としては就労を理由とした利用ニーズや短時間利用ニーズも高いため、預かり保育基礎単価補助金の存続維持を以下のような対策としてご検討いただければと存じます。

①都道府県単費による補助金設定を要望する。

②国に向けて補助金存続の要望などを自治体から要望することを依頼する。

③国に向けて補助金存続の要望などを都道府県議会議員から要望することを依頼する。

④国に向けて補助金存続の要望などを地元国会議員から要望することを依頼する。

・・・現状と問題・・・

【預かり保育推進事業】補助金の危機

私学助成園における「預かり保育推進事業」の基礎単価はA.B.Cに分かれています。この中の基礎単価Cが徐々に減額され、令和６年度にはなくなります。Cに当たる基礎単価は、開園日の4/5以上の日数を実施し、１日２時間以上から４時間未満開園の場合、年額50万円が国からの助成上限額として設定されています。つまり都道府県が講じる助成措置の1/2以内が補助され、都道府県が100万円を助成すれば国から50万円補助されることになります。

◆大きな問題とは・・・・

今回の課題は国からの預かり保育推進事業の基礎単価補助50万円が令和４年度には40万円、令和５年度には30万円そして令和６年度には０円となります。つまり都道府県では令和３年度100万円の補助額が、令和４年度は80万円、令和５年度は60万円、令和６年度は０円となります。

・・・分析概要・・・

◆預かり保育４時間未満実施の園について【表4-2】

私学助成園を対象に預かり保育の実態調査を実施し、有効回答数1,281園の内の33.8%は４時間未満の預かり保育を実施している園でした。この４割弱の預かり保育実施園の基礎単価が減額の末、基礎単価補助額が０円となっていきます。これは利用者の利用費負担増につながることを示唆しています。

◆預かり保育利用者の利用について【表5】

預かり保育利用者の約８割が４時間未満の利用です。４時間未満の基礎単価補助がなくなれば、利用者の負担増につながります。

◆短時間預かり保育ニーズについて【表6-1】

フルタイム就労ではない多様な働き方が広がっている現在、預かり保育を短時間で利用されている家庭の43.1%は就労を理由とした利用でした。

◆預かり保育実施園の平均教育時間および平均開園時間について【表4-1】

今回の調査では平均教育時間は５時間となりました。つまり、３時間の預かり保育実施で８時間開所となります。また、70％の園が４時間３１分以上の教育時間となっており、３時間30分の預かり保育で８時間開所の園ということになります。

昨年の「秋のレビュー」では４時間の教育時間を基準とし、８時間の開園時間を満たさない預かり保育４時間未満を補助減額の対象としましたが、70％の園は３時間30分の預かり保育でも８時間開園となります。４時間未満の基礎単価補助の削減は、教育時間を４時間として判断されていますが、実態としての見直しが必要であると感じます。

預かり保育アンケート（私学助成園対象）　有効回答分析

回答について（有効回答件数1,281件）

都道府県別有効回答数

北海道	36	茨城県	8	新潟県	5	滋賀県	0	鳥取県	3	福岡県	83
青森県	5	栃木県	19	富山県	1	京都府	85	島根県	0	佐賀県	10
岩手県	7	群馬県	0	石川県	13	大阪府	68	岡山県	7	長崎県	7
宮城県	27	埼玉県	76	福井県	2	兵庫県	66	広島県	33	熊本県	10
山形県	5	千葉県	71	山梨県	5	奈良県	15	山口県	11	大分県	9
福島県	22	東京都	228	長野県	31	和歌山県	8	徳島県	2	宮崎県	0
		神奈川県	113	岐阜県	38			香川県	4	鹿児島県	13
				静岡県	38			愛媛県	13	沖縄県	5
				愛知県	64			高知県	2		
				三重県	13						
										合計：1,281	

【表1】定員、実員（実員率）、新２号実員（新２号実員率）の最小、最大、平均

・在園児の23.8％は新２号こども

	定員	実員	実員率(%)	新２号実員	新２号率(%)
平均(人)	239.5	167.7	71.3	39.6	23.8
最小(人)	15	3	0.6	0	0.0
最大(人)	760	800	422	209	100.0

・全類型(学法・個人・宗法）の定員平均は239.5人、**実員平均は167.7人、**実員率平均は71.3％、新２号実員平均は39.6人、新２号実員率平均は23.8％である

※幼稚園の預かり保育実施は、保育所待機児解消の一助となっている。

新制度以前から言われていた幼稚園預かり保育による待機児解消のエビデンスと思われる。

※２号要件を満たす家庭（不景気や保育料無償化による）が増えている。

上記反証、無書架やコロナ禍によって要保育幼児が増えたのではないか？

←反論、そうであっても、幼稚園の預かり保育が現時点の待機児解消に寄与していることに変わりは無い。

【表2】設置主体別預かり保育実施類型

・97.8％の園で預かり保育が実施されている

	実施無し	補助無し	幼稚園Ⅰ型	預かり保育補助	合計
学校法人立	26	94	176	945	1,241
個人率	2	0	5	16	23
宗教法人立	0	0	5	12	17
合計	28	94	186	973	1,281
割合	2.2%	7.3%	14.5%	76.0%	100.0%
	2.2%	97.8%			100.0%

・預かり保育の実施状況は「預かり保育実施無し」は2.2％、「補助無し実施」は7.3％、**「幼稚園型１」は14.5％、「都道府県補助金」は76％**である。

設置主体別預かり保育実施類型

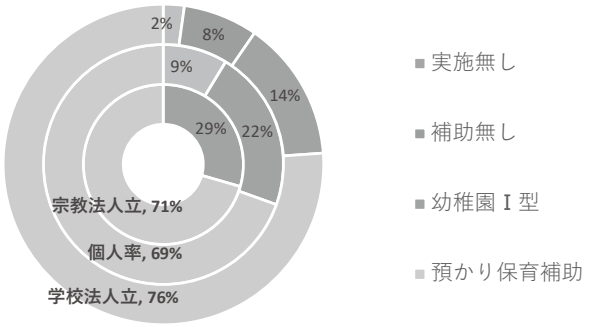

【表2-2】調査対象期間中の預かり保育状況(預かり保育実施園中)

・調査期間中99%の園が預かり保育実施

	早朝預かり	放課後預かり	全体
期間中1回でも実施した	871	1,240	1,242
期間中1回も実施していない	382	13	11
合計	1,253	1,253	1,253

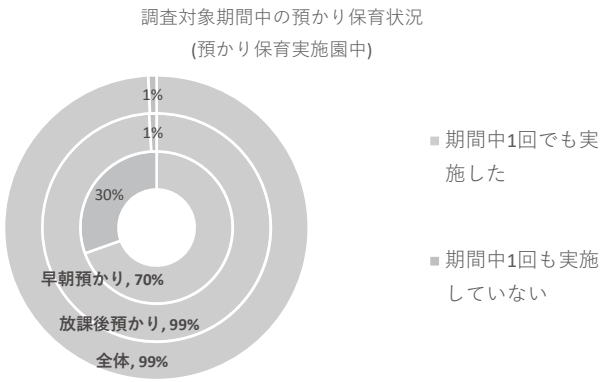

発展）調査期間中「早朝預かり保育」を実施していない園が382園あり、その園の教育提供時間分布などから、預かり保育提供時間の長時間化を考察する(表2-3へ)。

【表2-3】早朝預かり保育未実施園(預かり保育実施園)の教育開始時刻平均・最小・最大と教育時間各種分布

・早朝預かり保育未実施園の内23.1%は教育開始時刻が9:00以前の早朝（内訳：7:30-8:59までの分布割合の合計）

			教育開始時刻　分布						
平均	最小	最大	7:30	8:00~8:29	8:30~8:59	9:00~9:29	9:30~9:59	10:00	合計
8:29	7:30	10:00	1	19	68	170	59	65	382
分布割合(%)			0.3%	5.0%	17.8%	44.5%	15.4%	17.0%	
平均教育時間			7:00	6:28	5:43	5:04	4:31	4:12	
教育終了時刻平均			14:30	14:31	14:16	14:04	14:03	14:12	

・早朝預かり保育未実施園の内23.1%は教育時間が5時間を大きく上回っており、かつ9時以前の教育開始時刻となっていることから早朝保育ニーズに応えている事が分かる。

遊具：HOUSE

未来は、あそびの中に。

偉大なる発明も、世界を変えた公式も、
あそびから生まれた。
あそびは、すべての創造の源です。
あそぶ力を伸ばすことは、未来を切り拓くこと。
創造力をのばす。共感力をはぐくむ。ルールをまなぶ。
あそびから、こどもは無限の力を羽ばたかせていく。
あそびの環境に、あざやかな驚きを。
私たちは、未来をつくる仕事です。

JAKUETS

【表3】設置主体別教育時間分布

・教育提供時間分布に設置者による相違なし

提供時間	学校法人立	個人立	宗教法人立	合計
4時間	218	2	1	221
4時間 1分～4時間30分	155	8	1	164
4時間31分～5時間	478	7	11	496
5時間 1分～5時間30分	213	6	3	222
5時間31分～6時間	115	0	1	116
6時間 1分～6時間30分	30	0	0	30
6時間31分～7時間	23	0	0	23
7時間 1分～7時間30分	4	0	0	4
7時間31分～8時間	3	0	0	3
8時間 1分～8時間30分	0	0	0	0
8時間31分～9時間	1	0	0	1
9時間 1分～9時間30分	1	0	0	1
合計	1,241	23	17	1,281

【表4－1】預かり保育実施有無別　教育開始時刻/終了時刻/教育時間、開門時/閉門時刻/開園時間の平均

・預かり保育提供時間数平均は5時間20分

		教育			預かり保育			教育・保育時
		開始時刻	終了時刻	教育時間	早朝開始時刻	放課後終了時刻	預かり平均	
預かり保育実施あり	全体	9:08	14:09	5:00	7:39	18:00	5:20	10:20
	補助無し	9:17	14:11	4:53	8:48	17:27	3:45	8:38
	都道府県補助	9:08	14:09	5:00	7:27	18:03	5:35	10:36
	市町村補助	9:04	14:09	5:04	8:08	17:59	4:46	9:51
預かり保育実施無し		9:05	13:53	4:47	-	-	-	-

・預かり保育実施園の平均教育時間は5時間、平均教育・保育時間は10時間20分である。
・補助金無しで預かり保育を提供している園の預かり保育提供時間数は、平均に比べて大幅に短い。
　→登園時間などを無料預かり保育と定義することで手預かり保育時間の長時間化(補助対象化)が出来ないか？
・都道府県補助金を受けている園の預かり保育提供時間数はすこし平均より長い。
　→既に4時間以上の補助金受領園が多数を占めるのであれば2時間未満や4時間未満の補助金は必要なのか？
　→（表4－2）で7／6の預かり保育実施時間数から要否を検証
・市町村補助金を受けている園の預かり保育時間も平均よりも短い。
　→教育・保育を含む時間が補助金基準のため、預かり保育を延長する必要が無いのでは無いか？

激動の時代、国の動き・保育界の動きをしっかりキャッチ！

園のリーダーのために
保育ナビ

予測不能な変革の時代を迎え、園のリーダーにはますます学び続ける姿勢が求められます。そこで『保育ナビ』。これからも時代の動きをしっかりとキャッチしてお届けします。

B5判　80ページ　定価 1,100円（本体 1,000円＋税10%）

コンテンツがさらに充実！

解説動画も見られて※よりパワーアップ！

※動画と連動しているコーナーを新設！

本社：〒113-8611 東京都文京区本駒込 6-14-9　https://www.froebel-kan.co.jp
ご注文・定期購読のお申し込みは 03-5395-6608 子育ち支援事業部まで

キンダーブックのフレーベル館

【表4－2】令和3年7月6日（火）の預かり保育提供時間分布

・預かり保育実施園の内33.8%が一日の預かり保育時間数が4時間未満

7月6日	実施無し	**2時間未満**	**4時間未満**	4時間以上	合計
園数	32	**15**	**409**	797	1,253
園数	2.6%	**1.2%**	**32.6%**	63.6%	100.0%

※平日であること、代休に当てられにくいことから7／6（火）を検証対象とした。

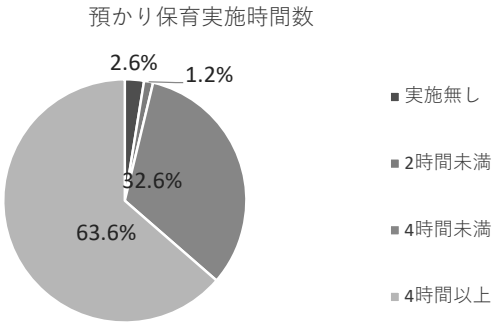

・上記より、4時間未満の預かり保育補助金は堅守する、もしくは何らかの形で預かり保育時間を長大化する必要がある。

【表5】預かり保育利用人数の時間分布平均（7／5～7／9 平日）

・一日全体の預かり保育利用者の79.8%は4時間未満利用者

1. 早朝預かり保育利用実態

早朝預かり保育利用実態	利用時間数				
	1時間未満	1～2	2～3	3～4	4時間以上
利用人数(人)	33,606	19,530	3,304	434	1,037
時間別割合(%)	58.0	33.7	5.7	0.7	1.8
一日平均利用人数(人)	9.6	5.6	0.9	0.1	0.3

・早朝預かり保育利用者の91.7%は２時間未満利用者である。

→教育開始時刻平均が9:08なので、長時間化しないのは当然の帰結ではある。

※小数点第二位を四捨五入したものによる誤差である。

2. 放課後預かり保育利用実態

放課後預かり保育利用実態	利用時間数				
	1時間未満	1～2	2～3	3～4	4時間以上
利用人数(人)	14,883	28,933	47,614	42,198	28,980
時間別割合(%)	9.2	17.8	29.3	26.0	17.8
一日平均利用人数(人)	8.9	17.2	28.5	25.2	17.0

・放課後預かり保育利用者の82.3%は4時間未満利用者である。

※小数点第二位を四捨五入したものによる誤差である。

3. 一日全体の預かり保育利用実態

一日全体の預かり保育利用実態	利用時間数				
	1時間未満	1～2	2～3	3～4	4時間以上
利用人数(人)	28,233	33,822	48,902	41,440	38,417
時間別割合(%)	14.8	17.7	25.6	21.7	20.1
一日平均利用人数(人)	16.9	20.3	29.3	24.9	22.8

・一日全体の預かり保育で32.5%は2時間未満の利用者であり、79.8%は4時間未満の利用者である。

→【表1】の新２号実員平均の39.6人に対して4時間以上の預かり保育利用人数平均が22.8人となっており、新２号こどものすべてが、4時間以上の預かり保育が必要としているわけでもない。もちろん教育時間平均が約5時間で「一日全体の園滞在時間が長くなっている」という点も重要である。

※小数点第二位を四捨五入したものによる誤差である。

【表6-1】設置主体別短時間預かり保育利用理由

・短時間預かり保育ニーズの43.1%は就労理由

（複数回答）	学校法人立	個人立	宗教法人立	合計	比率
特になし	104	4	1	109	5.5%
短時間預かり無し	10	0	0	10	0.5%
コロナのため	5	0	0	5	0.3%
料金設定（時間単価制）による	3	0	0	3	0.2%
保護者始業時間に合わせた早朝利用希望	**122**	**3**	**2**	**127**	**6.4%**
保護者・同居者通院・介護	359	6	6	371	18.8%
パート・勤務形態	**716**	**6**	**3**	**725**	**36.7%**
園児習い事まで	72	1	0	73	3.7%
弟妹世話・出産、子育て不安	36	0	0	36	1.8%
私用・急用・買い物・リフレッシュ	159	0	1	160	8.1%
兄姉学校行事/下校時刻/習い事/受験	315	2	5	322	16.3%
バス送迎が出来ないため	4	0	0	4	0.2%
安全な遊び場	31	0	0	31	1.6%
（件）	1,936	22	18	1,976	100.0%

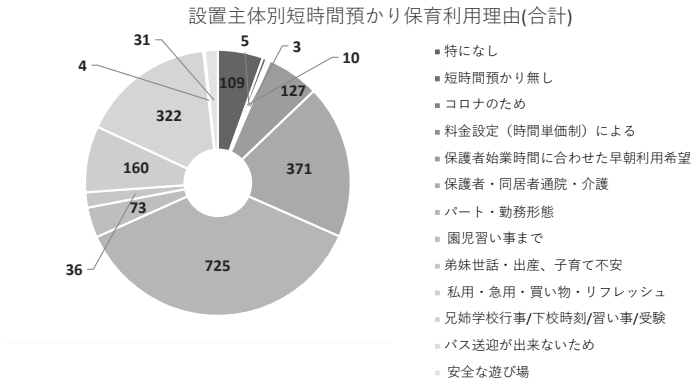

・短時間預かり保育利用理由は「パート・勤務形態」「保護者・同居者通院・介護」「兄姉学校行事/下校時刻/習い事/受験」が多くを占めているが、「私用・急用・買い物・リフレッシュ」「始業時間に合わせた早朝利用希望」という理由も少なからずある。

・新型コロナウイルスによる利用の短時間化が見られる

・預かり保育利用料を時間単価制として、不要に長い預かり保育利用を抑制している園もある。

【表6-2】預かり保育補助金種別預かり保育利用理由(件,(%))

・短時間預かり保育ニーズ分布に、補助金類型による相違なし

	補助金請求せず		幼稚園型1		経常費特別補助金		総計	
特になし	6	(4.4)	9	(3.2)	66	(4.3)	109	(5.5)
設定無し	1	(0.7)		(0)	9	(0.6)	10	(0.5)
コロナのため		(0)		(0)	5	(0.3)	5	(0.3)
料金設定（時間単価制）による	1	(0.7)		(0)	2	(0.1)	3	(0.2)
始業時間に合わせた早朝利用希望	8	(5.9)	21	(7.4)	98	(6.4)	127	(6.4)
保護者・同居者通院・介護	21	(15.6)	61	(21.6)	289	(18.9)	371	(18.8)
パート・勤務形態	58	(43)	97	(34.4)	570	(37.2)	725	(36.7)
園児習い事まで	5	(3.7)	8	(2.8)	60	(3.9)	73	(3.7)
弟妹世話・出産、子育て不安	1	(0.7)	5	(1.8)	30	(2)	36	(1.8)
私用・急用・買い物・リフレッシュ	12	(8.9)	30	(10.6)	118	(7.7)	160	(8.1)
兄姉学校行事/下校時刻/習い事/受験	21	(15.6)	46	(16.3)	255	(16.7)	322	(16.3)
バス無理		(0)		(0)	4	(0.3)	4	(0.2)
安全な遊び場	1	(0.7)	5	(1.8)	25	(1.6)	31	(1.6)
(件)	135	(100)	282	(100)	1531	(100)	1976	(100)

・預かり保育補助類型による短時間預かり保育ニーズの分布にほぼ差はない。

【表7】預かり保育類型・教育開始時刻別　始業時間に合わせた早朝利用希望数

・教育開始時刻の別なく、早朝預かり保育へのニーズがある。

類型・教育開始時刻		始業理由	回答件数
実施していない。		0	28
補助無し	小計	8	94
	8時台	0	20
	9時台	5	43
	10時台	3	31
幼稚園Ⅰ型	小計	21	186
	8時台	4	47
	9時台	12	110
	10時台	5	29
都道府県補助	小計	98	972
	7時台	0	1
	8時台	18	221
	9時台	62	571
	10時台	18	179
合計		127	1280

速報の分析

・「始業時間に合わせた早朝預かり保育利用希望」というニーズは教育開始時刻が8時～9時の園に多く見られる。

反証：速報では上記の分析を行っていたが、教育開始時刻平均が9：08であることから考えると、当然の分布であると思われるため、教育開始時刻と早朝預かり保育ニーズには因果関係がないものとする。
翻って、教育開始時刻の別なく早朝預かり保育のニーズが存在すると言える。

処遇改善加算Ⅱに係る研修修了要件の認定に関する事務について

全日本私立幼稚園連合会
認定こども園委員長　濱名　浩

私幼時報９月号（令和３年８月10日発行）にて処遇改善加算の修了要件について報告させていただきました。

処遇改善加算Ⅱは令和５年度から段階的に毎年15時間ずつ引上げ、令和８年度から60時間以上の研修修了が必要となりました。

この度、研修修了状況の確認方法の改定が通知されました。

令和３年度までは都道府県、指定都市、中核市及び、都道府県の協議により処遇改善加算に係る事務を行う市町村が、各施設が作成する研修受講履歴等により研修内容及び修了状況を確認することとなっていました。

ところが研修実施主体として認定を行っていない加算認定自治体が令和２年度末時点で、６割を超えているなど、研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にあります。

そこで令和４年度から、同一都道府県内に所在する市町村ごとに認定状況が異なることがないようにするとともに、関係団体の申請手続きの簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する観点から、研修の実施主体としての認定に関する事務について都道府県に一本化して実施することが通知されました。

なお、研修修了の証明に関する詳細は、加算認定確認自治体へご確認下さい。

１．研修修了要件の取扱い

○新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和４年度からの研修修了要件の適用は行わない。

○研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和５年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和６年度を適用開始年度とする。

○副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は１分野（15時間以上）とし、令和６年度以降、毎年度１分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

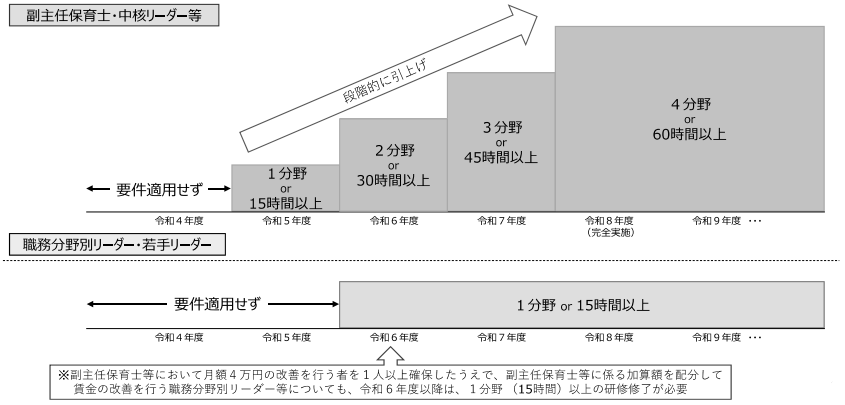

２．研修実施主体としての認定に関する事務の一本化（幼稚園・認定こども園）

○幼稚園又は認定こども園に係る研修の実施主体としての認定に関する事務については、加算認定自治体（注）が行っているが、研修実施主体としての認定を行っていない加算認定自治体（注）が令和２年度末時点で、６割を超えているなど、研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にある。

（注）都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村（特定市町村）

○同一都道府県内に所在する市町村ごとに認定状況が異なることがないようにするとともに、関係団体による申請手続の簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する等の観点から、令和４年度より、研修の実施主体としての認定に関する事務について都道府県に一本化して実施する。

改正前（令和３年度まで）

	研修実施主体の認定事務	認定の効力
①	都道府県以外の加算認定自治体（指定都市、中核市、特定市町村）	認定した市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定
②	都道府県	指定都市、中核市、特定市町村以外の市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定

改正後（令和４年度以降）

研修実施主体の認定事務	認定の効力
都道府県に一本化	都道府県に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定 ※令和３年度までに都道府県以外の加算認定自治体に研修実施主体として認定された主体（改正前①）が、都道府県から認定されていない場合は、当該認定は、引き続き改正前①の扱いとする ※令和３年度までに都道府県が認定した主体（改正前②）の場合、改めての認定は不要

引用：文部科学省「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について（通知）」

令和３年度　地区教研大会概要

中国地区　**教育研修会**　　**山口県／８月23日**

大会テーマ　「新しい時代を伸びやかに生きる」

～社会に開かれた質の高い幼児教育を～

今年度の中国地区教育研修会は、Zoomを使ったWEB発表で行いました。

研修担当園の発表について、昨年度は新型コロナウイルスの為、大会が中止となり発表できませんでしたが、今年は２，３年越しの各県の研究成果だけは、何とかして披露したいという思いがありました。５月には中止が決定した今年の大会でしたが、６月に入り各県からの強い要望もあったことから、再度山口県私立幼稚園協会の事務局で調整していただき、各県の分科会部分のみの研修会を開催することとなりました。

WEB発表では、各県１時間の発表時間があり、8：50～16：30の間で、１時間の発表×５県という形で行いました。申し込みは、幼稚園ナビを使い、受けたい県の研修を申し込む形としました。急遽開催を変更したため講師の話や資料のオンデマンド化ついては、著作権の関係で準備調整が間に合わない為、オンデマンドでなく、Zoomを使った対面形式での発表となりました。参加者は延べ1,000人ほどとなり、中国地区の研修としては、多くなったように感じます。研修受講の証として幼稚園ナビを使いレポート提出をしてもらいました。

研究発表の内容については以下の通りになります。

島根県、吉田幼稚園の発表では「遊びの中で育つ力をはぐくむ」のテーマで、ヨセフ体育教室の澄川吉正先生を講師に、近年の子供の体や手指の使い方の不器用さの実態把握をしたうえで様々なアプローチや活動の変化についての報告がありました。岡山県、中山道幼稚園の発表では「遊び込む幼児を育むための環境構成と教師の援助を探る」のテーマで、岡山大学大学院教育学研究科特任教授の井山房子先生を講師に、環境構成と教師の援助・考え方・自分の保育の振り返りの大切さについての研究報告がありました。山口県、松崎幼稚園の発表では「子供を取り巻く連携について考える」のテーマで、山口大学教育学部准教授の川崎徳子先生を講師に、子供と保護者と教師をつなぐラーニングストーリブックづくりへの取り組みや、地域の小学校・教育委員会と協力し接続を円滑に行うための幼少の相互理解などについての研究報告がありました。鳥取県、良善幼稚園の発表では「主体性を育む教育をめざして」のテーマで、鳥取県教育委員会事務局西部教育局指導主事の西山智弘先生を講師に、縦割り保育の取り組みから子供が主体的に動き出していける環境づくりや教師の関わり方、子供の思いや願いに寄り添う大切さなどの研究報告がありました。広島県からは「コロナ禍の今、私たちにできることを考える」をテーマに複数の園からの現在の取り組みの報告がありました。講師は比治山大学現代文化学部の濱田祥子先生です。報告では、お互いの園の取り組みを紹介し意見を聞くなど情報交換をすることで改めて保育は子供の声を大切にする営みであるとの気づきから、ポートフォリオを使った他園とのカンファレンスについての話がありました。

なかなか研修会に参加できない今、こうした形で中国地区大会を開催することができたのも、ホストである山口県への各県の協力やアドバイス、発表者の打合せや準備等があったおかげです。また、次年度以降の中国地区私立幼稚園研修会のあり方に対しても一つの波紋となったと思われます。今後の研修については、WEB型、ハイブリッド型なども組み合わせ、だれもが参加しやすいものになればと思います。

（（公財）山口県私立幼稚園協会副理事長、周南市・認定こども園ふくがわこども園／大野教正）

四国地区　教育研究大会　　高知県／8月3日・4日

大会テーマ　「新しい時代を伸びやかに生きる」

～社会に開かれた質の高い幼児教育を～

8月3日・4日「第35回全日本私立幼稚園連合会四国地区教育研究大会・オンライン高知大会」が開催されました。

今回は、コロナ禍での大会ということで初めてのZoomを利用したオンライン開催となりました。幼稚園ナビを利用した申し込み、ナビを経由しての出席と参会の先生たちが迷いなく参加できる方策について思案を重ねながら手探りでの企画・運営という大会でした。参会者一人一人が、多くの不安や心配を抱えながらのログインであったと拝察しています。そのような中でしたが、大きなトラブルもなく無事に大会を終えることができました。これもひとえに参会いただいた先生たちの協力によるものと考えています。今回ほど運営への協力・支援のありがたさを感じた大会はない、と思えたことでした。

1日目の記念講演は、「新しい生活様式の中で伸びやかに生きる秘訣！～子どもも大人も“ほどほど”～」という演題で、土佐希望の家医療福祉センター長の吉川清志先生（高知県感染症対策協議会長、医師）による講話でした。『正しく理解し、必要以上に過敏にならず、ほどほどに生活していく。』ことの大切さを学ばせていただきました。

午後は、6つの分科会に分かれ、各分科会2園ずつの提案発表を行い、その提案内容を話題に協議しました。慣れないオンライン開催のうえ限られた時間内の協議でしたので、やり取りが少ない状況であったことは否めません。しかし、その中で、なんとか意見交換が行われ、現場レベルで同じ課題を共有し、他園の取り組みからヒントを得ることができたことは他でもない参会された先生たちの熱意によって成し遂げられたものであると思います。重ねて感謝いたします。そんな熱量の中、各分科会とも、最後に助言者の先生のまとめと指導で研修や協議が深まり、初日は終了となりました。

2日目の設置者・園長・教職員部会では、全日本私立幼稚園連合会・政策委員長の水谷豊三先生から、演題1：幼児理解「3・4・5歳児の特徴的な発達理解を深める」、演題2：組織論「職員組織とミドルリーダーの在り方」という保育者向けと設置者・園長向けの2つの演目での講話がありました。2部に分け、対象者を絞っての分かりやすい講話でした。どちらの話も今後の幼児教育について私たち私立幼稚園関係者が考えていくべきことへの大きな示唆でした。教諭・保育士・保育教諭から園長・設置者までの全ての参会者から『興味深く、とても勉強になった。』という感想を数多くいただきました。

また、2日目の教員免許状更新講習会では、「新たな時代を担う保育者の役割と誇り」の講習を高知学園大学教授吉村斉先生よりいただきました。こちらもまた、今後の幼児教育の実際についてを具体的に丁寧に教授いただき、免許状更新講習を受講しながら最新の教育・保育の知見と情報をたくさん得ることができました。トラブルもなく無事終了でした。

“皆様　ありがとうございました！”

（高知県私立幼稚園連合会教育研究部会長、高知市・あたご幼稚園／野村貞夫）

九州地区　教師研修大会　　鹿児島県・鹿児島市／８月５日・６日

大会テーマ　「新しい時代を伸びやかに生きる」

～社会に開かれた質の高い幼児教育を～

令和３年８月５日（木）、６日（金）。九州各県から 1,819 人の参加者をお迎えして 2021 年度（令和３年度）全日本私立幼稚園連合会九州地区会第 37 回教師研修大会鹿児島大会が九州地区で初めてオンラインによって開催されました。

当初、対面での計画を進めていましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、急遽オンラインでの開催を決定しました。大会まで３カ月余りしかなかったため県内各園から ICT に詳しい会員を募り、プロジェクトチームを結成し、準備を進めました。対面での計画が白紙に戻ったため、大会要項の再作成やホストに必要な Zoom の操作の研修を実施するなど毎日が綱渡りの状況で過ぎていきましたが、各県事務局や問題提起園等のご協力により何とか開催までこぎつけることができました。

開会式は、京都から田中雅道全日私幼連会長、大分から土居孝信大会運営委員長にオンラインでご挨拶を頂くなどして、順調に進められましたが、ホテルのプロジェクトチームは、途中で回線が途切れないかなど、不安と緊張をもって開会式を見守りました。開会式に引き続き、基調講演が行われ、東京から玉川大学教育学部教授の大豆生田啓友先生に「変化する時代の幼児教育の質」という演題でご講演いただきました。非認知能力の育成の重要性や主体的な保育のあり方について具体的な事例をあげながら丁寧なご講演をいただきました。

記念講演では、鹿児島県出身の走る冒険家岩元みさ先生に対面とオンラインの両方で「みんな可能性だらけ」という演題でご講演いただきました。サハラマラソンに参加し、完走した時の映像などを交えながら、チャレンジすることの大切さなどたくさんの元気と勇気をいただくことができました。

２日目は、12 の分科会と設置者・園長研修会と

免許状更新講習を行いました。各分科会は、各県の問題提起園、参加者共に各園から Zoom で参加する初めてのオンラインによる分科会となりました。また、ブレイクアウトルームを活用して参加者相互の意見交換を通して協議を深めました。Zoom への入室などで若干のトラブルはありましたが、おおむね順調に分科会を終えることができました。

設置者・園長研修会の第 13 分科会は、まちづくり地域フォーラム・鹿児島探検の会代表理事の東川隆太郎先生に「鹿児島の歴史からみえる学び・伝えたいこと」という演題でご講演をいただきました。鹿児島と九州各県の結びつき等について事例をあげながら楽しいお話をしていただきました。

免許状更新講習は、鹿児島大学教職大学院教授の有倉巳幸先生に「幼児期の発達と保育のあり方」及び同大学学術研究院教授の小江和樹先生に「幼児期における造形活動の意義と進め方」というテーマで講習をしていただきました。唯一、対面での講習でしたがコロナ禍の影響で５人の参加にとどまりました。

オンライン開催にもかかわらず、鹿児島大会に参加してくださった先生方、ご協力いただきました運営委員･実行委員会･事務局の皆様そして、プロジェクトチームの皆様に心より感謝申し上げます。次年度、宮崎大会でまたお会いしましょう。

（（一社）鹿児島県私立幼稚園協会教育研究委員長、鹿児島市・認定こども園共立幼稚園／室屋賢三）

～全日私幼研究機構からのご報告～

一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構を未来へ

一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
理事長　安家　周一

当機構の目的　定款より

- 幼児教育にかかわる者の資質の向上
- 幼児教育に関する調査研究
- 家庭・地域における幼児期の教育力向上への支援・普及
- 国際交流に資する（東京大学Cedep,OECD）
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

幼児教育研究機構のこれまで

- 保育者資質向上研修俯瞰図の開発
- 研修ハンドブック創刊
- 幼児教育実践学会の創設
- 文科省指定　免許更新講習の実施団体として
- 幼稚園ナビの開発・運営→研修履歴の蓄積→処遇改善への利用
  →キャリアパスへの利用
- 園長リーダー研修の実施
- 全国研究担当者会議の実施

公益財団法人　運営水準の堅持　2026年公益復帰を目指して

- 様々な専門家に関与を依頼する（公益法人、公認会計士、弁護士からの助言・助力）
- 統治機能、法令順守、組織決定プロセスの確認

２０２１年４月完了

一般財団法人　全日本私立幼稚園幼児教育研究機構2021　組織図

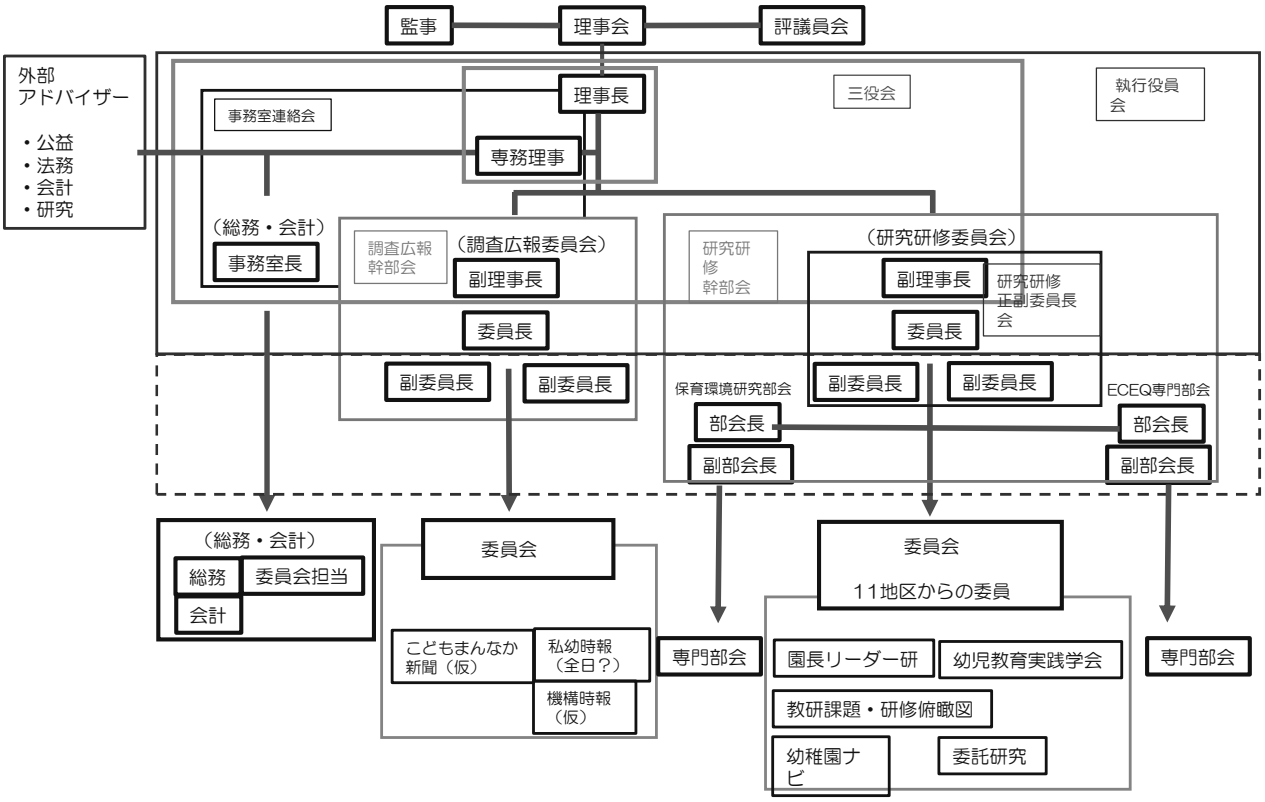

新たなる課題　Ⅰ

- 正・副理事長・専務理事・各委員会委員長並びに各部会部会長・委員の理解推進と役割確認
- 理事・評議員の理解推進と役割確認
- 事務室員の理解促進と担当役割確認

新たなる課題　Ⅱ

- 研修俯瞰図を外部専門家も交えての再構築
- 免許更新講習制度発展的解消後の新たなる教員研修申し込み

  受講履歴の集積システム再構築（顔認証・受講テストの実施）
- 令和５年以降の各種講義や講演、ワークショップなどの新たなるライブラリーの構築
- 保護者家庭教育力の支援⇒　仮称）こどもがまんなか新聞の全戸配布　３～４回/年
- 公的幼児教育施設としての関係者施設評価の実施＝ECEQ®の普及推進（施設評価加算の取得）
- 幼児教育と小学校教育の接続における課題＝スタートプラン(2021)と幼小の架け橋(2021)の検討と取り組み
- 文科省幼児教育課　委託研究の受託

日本の小学校就学前教育・保育全体のシステム構築に資するため機構事業の継続・推進を目指して

- 安定的な全国組織構築と年間運営基本的経費を賄う会費を検討

  ＊クラウド上での（仮称）研修ナビシステムなどの経費
- 機構と各園とのつながり　全国組織　組織としての双方向性の堅持
- 公立幼稚園や保育所、認定こども園団体との提携による合議体の構築を検討

～年間連載　教育・保育の未来について考える①～

2021年12月号より一般社団法人家族・保育デザイン研究所、東京大学名誉教授である汐見稔幸氏による年間連載を開始いたします。教育学、教育人間学、保育学、育児学を専門として第一線で活躍されています。幼児教育について注目がされている今、より一層理解を深め、日々の幼児教育の参考にしてみてください。

情報処理能力と幼児教育―幼児教育と小学校教育の架け橋プロジェクトについて

一般社団法人家族・保育デザイン研究所
東京大学名誉教授　　汐見　稔幸

2021年の骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針 2021）が2021年6月に決定されたのですが、その議論の途中、当時の萩生田文部科学大臣が5月に「幼児教育スタートプラン」を策定するという説明を記者会見でしました。

「Society5.0時代を生きていく子供たちに必要な能力を育むため、・・・施設の違いや経済状況などを問わず、小学校就学前に、生活や学びの基盤を育む質の高い教育を受けることができるように、私から「幼児教育スタートプラン」を発表させていただきました。具体的には、ことばの力、情報を活用する力、探究心といった生活・学習基盤を全ての5歳児に保障する「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進、また、保護者や地域の教育力を引き出すための子育て支援の充実、幼児教育推進体制の強化、また、保育人材の確保及び資質能力向上などの内容を柱としております。」

「これから全く今までと違うのは、小学校1年生からパソコンやタブレットが配られる学校が始まっちゃったわけですから、それに合わせてですね、幼児教育段階でもそういった準備ができることはこれから必要だと思いますので、・・・保育園であっても認定こども園でもあってもやってもらいましょうねという呼び掛けをしていきたいなと思っております。」（傍点汐見氏）

こうした新たな提起を具体化するために、6月には、中教審初等中等教育分科会の中に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されました。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じた指導計画

月刊 保育とカリキュラム

毎月2日 発売

ひかりのくに株式会社
本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2-14 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表

現在議論が進行中です。

「幼児教育スタートプラン」を主として５歳児を対象とした「架け橋プロジェクト」の形で具体化したいという趣旨なのですが、その背景には、引用したように、GIGA スクール構想で小１からパソコンやタブレットを日常的に使う教育が始まる、にもかかわらず、幼稚園等の幼児教育機関では、そのための準備をしている様子がない、大急ぎでやってもらいたい、という問題意識があるようです。その中の幼児教育で「情報を活用する力」を養う、というのはどういうことでしょうか。幼稚園でもパソコンやタブレットに親しむような教育をしてほしいということでしょうか。

実は、日本は情報社会、AI 社会に適応するように、新たなメディアを幼児期からある程度使えるように育てるという点では、これまであまり熱心ではありませんでした。先進諸国では最も遅れているといわれています。それよりも先にすることがある、という立場でしょう。しかし、国によってはスタンスがかなり異なるようです。20 年ほど前に韓国に行って幼稚園や当時つくられ始めた保育所を見学し交流したとき、すでに多くの園では子ども用のパソコンを用意してあることに驚いたことがあります。

レッジョエミリア市でも、アトリエにパソコンが置いてあり、ある朝「今日は何するの？」と教師が聞くと、ある男の子が「昨日、パソコンのフォトショップで、こんな写真を作ったんだけど、今日はここにもっときれいな花を入れたいんだ。誰か手伝ってくれる？」と呼びかけます。それに呼応して何人かの子が面白そうと、一緒にパソコンに向かう姿が映されている DVD があります。フォトショップとは、パソコン上で撮影した写真を加工するソフトです。子どもたちは、パソコン上で、写真を器用にデフォルメして、見事なアート作品を作り上げます。パソコンやタブレットは、多様な用途のあるメディアです。多様な用途があるということは、子どもたちがそれを遊びの延長で使うとか、絵を描くために使うとか、パズルを解くために使うとか、他園の子どもとの通信に使うとか、多様な利用の仕方があるということです。

「架け橋特別委員会」でどういう提案がこれから出るか分かりませんが、もし日本でも幼児期から情報を活用する力を育てようとするのなら、機材の平等な配置を前提に、遊びを中心とした日頃の保育をより面白く発展させるためのツールとして使う方策をみんなで模索すべきと思います。遊びを発展させるために、あるいはそれ自体が遊びであるような活動をするために、さらには子どもたちの探索活動を高度化するために、情報機器が使えるという事例をたくさん集めるべきでしょう。

(株)学研教育みらい 東京都品川区西五反田２－１１－８ 幼児教育事業部

お問い合わせは フリーダイヤル 0120-833-415

園ぴゅう太のメールサービス

らくらくメ～ル

園から保護者へらくらくメール送信！
組別・個別送信、既読確認もできます。
サーバー二重化で、いざという時も安心です。

らくらくバスメ～ル

スマートフォンでバスメールを送信！
大きなボタン表示で画面操作もらくらく。
タップするだけでメール送信できます。

ぜ～んぶ学研に おまかせ!!

らくらくホームページ

目的やご要望に合わせて作成し、学研が更新もお電話・FAXで対応します。
「お知らせ更新は園で…」というご要望にもシステム併用でご対応いたします。

東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター（Cedep）×
全日本私立幼稚園幼児教育研究機構　共催国際シンポジウム④

本誌では、令和３年９月号から令和２年９ 月26日オンラインにて開催された、東京大学大学院教育学 研究科附属発達保育実践政策学センターと全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の共催による国際シンポジウム「保育とデジタル―その役割と可能性―」の内容を報告いたします。

モナシュ大学教授　Marilyn Fleer 氏／講演概要

デジタルを活用した遊びとツール：乳幼児教育施設での実践研究から③

【あそびをいかすための社会的な要請】

→ 続き）この社会的な要請というのは目には見えないものなのですけれども、一方で教育者側から見ても非常に多くの要請が、教育者のほうにもあります。というのも、たくさんの子どもたちがいろいろな形で遊びの道具と関わりたい場合、どのように対応するのか。つまり、今までごっこ遊びをしていたような物語で動画を撮りたいという子もいれば、ムービーを撮ることには全然興味がない子もいるわけです。『三匹のくま』の物語で、ただごっこ遊びをして遊びたいという子もいます。それはすなわち教育者にとっては新しい要請になるわけです。なので私たちは、いったい何が起きているのか、しっかり把握する必要がありました。

【ヴィゴツキーの概念からの分析】

そこで私たちは、理論的にもこの研究を分析しました。私はヴィゴツキーの遊び概念を用いました。ヴィゴツキーの例というのはここにございますが、子どもがこのような馬の頭が付いた棒にまたがることで、さまざまな空想の世界というのがそこに生まれるわけです。実際この子は、周りにたくさん馬がいて、そこで馬と一緒に遊んでいるようなことを想像する。そのような虚構的な場をつくり出すことができるわけです。このような棒だけでも馬になる。そして今度はその馬に乗って、その過程で、実際その場にあるものから世界が転換するわけです。これは子どもの発達に非常に重要な役割を果たします。その空想的な虚構的な場面を生み出すというところが重要です。しかし、この遊びの理論の中にデジタルプレイをどのように位置付ければいいのでしょうか。

【「役割」とデジタルプレイ（『三びきのやぎのがらがらどん』から）】

また別の動画です。これは『三びきのやぎのがらがらどん』のお話でありまして、トロールもいて、やぎが橋を渡ろうとしているというシーンですけれども、皆さんにここで１つのアイデアをお見せしたいと思いますのでご覧ください。

ナレーションも子どもが入れています。ここに１人保育者がいまして、そしてデジタルデバイスのレコーダーを持っています。そして子どもたちがごっこ遊びをしています。子どもたちのロールプレイを見ているわけなのですけれども、この女の子が、別の子を劇の監督のように指導しています。デジタルオーディオレコーダーを使って録音しているのですが、そこで子どもたちがロールプレイをしています。そして子どもたちが作っている動画のサポートを担っているわけです。ロールプレイと、そしてこの女の子がディレクターの役割をしているわけです。彼女はパフォーマンスをつくり出しています。デジタルプレイについて考えるときに、いったいこれはデジタルプレイなのか？という疑問が出てきます。デジタルデバイスを使っている――これは録音のデバイスです。そして動画を作るという目的もあります。私たちが思ったのは、まず、子どもたちは想像上の状況をつくり出し、虚構の場面をつくって、ごっこ遊びをしています。そして、何をしようとしているのかのアイデアも持っています。そして虚構場面の中で物語を演じ、そして１人の子どもが監督の役割をしています。この虚構の場面の中で、子どもたちの心理面において新しい要請が出てきます。彼らは観客について考えなければいけないからです。レコーディングをしていますのでシーケンスについ

ても考えなければいけませんし、タイミングについても考えなければいけません。これはかなり洗練された思考を必要とします。つまりメタ的虚構場面になっているということなんです。子どもたちは劇中にいます。そしてその劇を監督しています。そして、デジタルの想像上の状況の中でそれを行っているのです。

【洗練された思考（メタ的虚構場面）】

ではまとめます。こちらのシーンは、子どもたちが協力をしながら動画を作っているところです。この子どもですけれども、今ちょっと手が見えますけれども、別の子どもに「ちょっと待ってね」と言っています。「ちょっと待ってね。まだボタンは押さないでね」と言っています。「まだシーンの準備をしているから、私がこの場面から出るまで待ってね」というふうに別の子どもに指示をしているのです。

ちょっとだけ動画をお見せしたいと思います。皆さん、ちょっとした魔法が起きたのが分かりますか？　子どもたちはこのシーンを一緒につくり出していました。そして別の子どもがボタンを押すわけですけれども、ここでもメタ的虚構場面がつくり出されています。なぜなら、まず彼女はこの劇のステージ、シーンを設定しなければいけない。そして、そのためには待たなければいけないわけです。待機している状態を観客の目から考えながら、彼女は場面をつくり出しているわけです。これはとても大きなことです。新しい発達の状況をデジタルがつくり出しているということです。前の動画と同じように、メタ的虚構場面がここでも起きているということです。

【新しい発達の状況をデジタルがつくりだす】

ここで重要なのは、実際のデバイス、そしてこの動画を作るためのアプリケーションがうまくかみ合って、ヴィゴツキーが言った、子どもが棒を取って、それを馬であると見立てるのと同じように、ピボットが起きるというところがデジタルツールにおいても重要なのです。デジタルツールというのはプレイスホルダーにもなり得ますし、バーチャルピボットにもなります。デジタルプレイスホルダーとバーチャルピボットがあることによって、複雑なゲームを子どもたちが行うことができるようになるわけです。デジタルプレイスホルダーというのはとてもパワフルです。虚構場面を記録するに当たってとても重要です。そしてバーチャルピボットを使うことによって、虚構場面のスローメーションを作っていくということも大変重要です。これらが相まって、メタ的虚構場面がつくり出されるわけです。子どもたちは、劇を構成しながら、観客についても同時に考えているわけです。動画を美しくするためには動画の中に手が映っていたら全く美しくなりません。子どもたちはそれも意識しながらやっているわけです。

その中で、われわれはヴィゴツキーの概念に拡張することができる研究結果になったと考えております。われわれがそれをどのように概念化するか次第ではありますが、私たちの概念化の中では、デジタルプレイが、新しく異なる、そして重要な子どもの育成の環境をつくり出す。心理的にも社会的に技術的にも自由な遊びの場で、新しく子どもに要請をするものであり、子どもがストレッチできる機会になると考えています。

司会（野澤）

Fleer 先生、どうもありがとうございました。多くの事例と理論的基盤を紹介していただき、大変興味深いお話でした。どうもありがとうございます。

【CEDEP シンポジウム報告書から一部編集】

（北海道・美晴幼稚園／東　重満）

幼稚園教諭免許をお持ちの方へ

平成21年4月1日より教員免許更新制が導入され
１０年ごとに教員免許状を更新する必要があります。

有効期間を御確認いただき、教職に就く際は
免許状を有効な状態で所持してください。

どうやって
更新するの？

有効期間はいつ？

有効期間
確認ツール
※PCから御利用ください

●教員免許更新制に関するお問い合わせ先●

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp
電話：03-5253-4111（内線：3573）

文部科学省ホームページ「教員免許更新制」は右のQRから！
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

●教員免許更新制について●

更新講習の受講対象者（義務者）とは？

免許状更新講習は受講対象者が定められております。ご自身がどの区分に該当するのかをご確認いただき、更新のお手続きをお願いいたします。

◆受講義務者◆

現在の勤務先	現在の状況（現職等）
①幼稚園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）
②幼保連携型認定こども園	保育教諭（非常勤講師・パート等含む）
③幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）

☆所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。
※現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。

◆受講対象者◆

現在の勤務先	現在の状況（現職等）
④幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑤保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑥地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑦認可保育所	保育士（パート等含む）
⑧幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
⑨教職以外の職、無職	・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

☆受講義務はありませんが、免許状を更新する希望がある場合、講習を受講することができます。

認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、⑧に該当しない限り、受講対象者に該当しません。
免許状更新講習を受講するには、上記の受講義務者若しくは受講対象者のいずれかに該当することが必要です。

◎更新手続きはどのように行うの？

★手続きのスケジュールイメージ★

例：**令和４年3月31日**が有効期間の満了の日（修了確認期限）の場合

令和２年２月１日～…手続き開始日　（有効期間満了日の２年２か月前）

免許状更新講習受講期間及び申請期間（２年間）
（令和２年２月１日～令和４年１月31日）

①免許状更新講習の受講

1.受講する講習を決めます。
講習開設情報については、文部科学省ホームページを御参照ください。
※下記ウェブサイトより確認できます。（文部科学省「講習開設情報」）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm

2.講習開設者（大学等）へ申込をします。
※申し込み方法は講習開設者へ御確認ください。

3.講習を受講します。
・必修領域 …… ６時間以上
・選択必修領域 … ６時間以上　　計３０時間以上
・選択領域 ……18時間以上

4.受講修了後、講習開設者より「更新講習修了（履修）証明書」が届きます。

令和4年1月31日 申請締切日

旧免許状をお持ちの現職の方、新免許状をお持ちの方はここまでに更新手続きを行わないと免許状は３月３１日をもって失効します。

②免許管理者へ申請

5.更新講習修了証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて免許管理者へ提出します。（有効期間満了日の２か月前まで）

【免許管理者とは？】
現職教員の場合▶勤務先の所在する都道府県教育委員会
教員以外の場合▶住所地の都道府県教育委員会

③手続き完了

6．免許管理者より、有効期間更新証明書又は更新講習修了確認証明書が届きます。（証明書には、次回の有効期間の満了の日（修了確認期限）が記載されています。）

※現在、「中央教育審議会 教員免許更新制小委員会」にて教員免許更新制を発展的に解消することについて検討しております。しかし、中央教育審議会による最終的な結論を得た上で関連する法改正が行われるまでは現行の教員免許更新制は存続することになるため、必要な受講・手続に遺漏なきようご対応を願います。

宮城県からのおたより

幼児教育・保育に携わる者にとっての学びと研鑽について

私たち幼児教育・保育に携わる者にとって、学びと研鑽は欠かすことができません。そしてその学びを形で表現できると、それは確信となり、その確信は教師としての誇りと成長につながるのだと思います。

宮城県私立幼稚園連合会では、各園で取り組んでいる研修による学びを発表する機会として、毎年三月下旬に教育研究発表大会を行っています。

連合会の示す研究テーマを基に、それぞれの園が取り組んだ研修内容を発表します。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため紙面発表となりましたが、毎年、各園の特色ある教育・保育の実践が発表され、その充実した研究内容に、見る者が「すごい」「やってみたい」と思うことが多くあります。さらに発表者の情熱に感化され、自分たちの活動意欲が掻き立てられることもあります。

この機会が、新年度からの各園の研修につながり、やがては県全体の教育・保育の質向上につながることを期待しています。

私たちは、教師・保育士として現場に立つ限り、目の前にいる子供たちのために学びと研鑽をし続けることが求められています。

新型コロナウイルスの感染拡大によりその学び方は以前と大きく変わりましたが、本連合会としては、その時代・その状況に対応しながら、教育・保育の更なる質向上につながる研修の機会を創出していきたいと思っています。

（（一社）宮城県私立幼稚園連合会副理事長、多賀城市・多賀城高崎幼稚園／根來興宣）

大阪府からのおたより

こどもがいない

全国の園長先生方と直接会って情報交換をすることができなくなって久しいのですが、SNSで繋がっている一部の園長先生方の投稿を見ていて感じるのは、例外なく日本全国に「こどもがいない」様な印象を受けることです。「いない」とは言わず、劇的に「減っている」という言い方が実際には正しいのですが、例に漏れず、大阪の中心部の園である私でさえも同様の印象を持っています。要するに、一号認定児の比率の多い園にとって「こどもがいない」のです。

諸先輩方から繋がれた努力のバトンによって成し遂げられた幼児教育・保育の無償化という大きな目標を達成した引き換えに、幼稚園という運営形態ではどうにも立ち行かない制度を運び込んできてしまった気持ちにさせられます。

・一号認定児のみを扱う幼稚園で、新二号の取り扱いも含めた預かり保育が充実してなかったら、子どもを通わせる気にならない。

・一号でも二号でも同じ保育料（無償）なのだから、両親とも働いて収入を得て家計にゆとりをもたらし、その間子どもは園で預かってもらえる園が先ずの選択肢。

・そもそも専業主婦ありきの概念の上に成り立っている一号児は、女性が日中家事育児をするのが前提となった性差別とも言える。

などなど、幼稚園に子どもを通わせること自体が社会的に、そして制度的にも否定される構造になっているような気がしてしまいます。二号や三号の枠を広げて長時間保育の園児数を増やすのはしたくないですが、そうしないと園児数の一定の確保が難しい。悩んでばかりはいられないのですが、悩まずにはいられない。多様性って難しい。

（（一社）大阪府私立幼稚園連盟広報委員長、大阪市・あけぼのほりえこども園／安家力）

編集後記

私は幼い頃、里芋の葉っぱの上にできる、大きく丸い露がお日様に照らされてキラキラ光っている光景をみることが大好きでした。そしてとても不思議でした。おうちに持って帰りたいと思うのですが、うまく手にとることができず残念でなりませんでした。

「おかあさん。今日も丸くキラキラしていたよ。葉っぱの上にあったけどね。でももう今は消えてしまったの。もうないよ。どうして？」「それはお日様とお月様が作っているからよ。」「私欲しいなあ。おうちに持って帰りたいなあ。」「また明日の朝になったら見に行ってごらんなさい。」そう言われて次の日もまた次の日も里芋畑に見に行きました。「おかあさん、私ダイアモンドいらないからね。」「まぁ、そうなの？」「だってほんとにきれいでしょう。一番きれいだから。」何十年も前の母とのおしゃべりですがとても楽しかったことを記憶しています。コロナ禍で大変な毎日ですが、お互いにほっとできる会話や感動を伝えあう時間を持つように心がけ、楽しい保育実践に繋げていきたいと思います。

（調査広報委員・光岡美恵子）

（一財）全日私幼研究機構からのお知らせ

（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

園長・リーダー +α 研修会

オンライン研修

令和3年度

～3つの柱を大切に、対話を繰り返し共に学びを深める～

3つの柱

◆教育・保育を創る
◆マネジメントを構築する
◆同僚性を深め保護者・地域・社会・行政と連携する

★グループ討議で学び合う★

◆参加区分Ⅰ

リアルタイム参加

＋ 学びなおしができるオンデマンド1週間配信

＊対象：園長・副園長・園のリーダー・園長就任予定者・ミドルリーダー等
（もう一度学びたい方も参加可能）

配信：
・令和3年12月2日(木)12:30～16:50（リアルタイム）
・令和3年12月3日(金)12:00～17:10（リアルタイム）
・令和3年12月13日(月)10:00 ～ 12月20日(月)17:00（オンデマンド）

申込期間：令和3年11月1日(月)10：00～11月22日(月)17：00

＊園長・リーダー研修会修了証及び研修スタンプ発行（8.5時間）
＊参加費　12,000円　／　定員　150名

◆参加区分Ⅱ

いつでも学べるオンデマンド1週間配信（講義のみ）

＊対象：参加者の役職に制限は設けておりません

12/8まで受付

配信：
・令和3年12月13日(月)10:00 ～ 12月20日(月)17:00（オンデマンド）

申込期間：令和3年11月1日(月)10：00～12月8日(水)17：00

＊研修スタンプ発行(講義時間数)
＊参加費　5,000円　／　定員　300名